

欧州の合併規制におけるレバレッジ理論の展開

平成19年2月16日(金)

神戸大学大学院 法学研究科

池田 千鶴

I 2件の欧州委員会による混合合併の禁止決定

GE/Honeywell 事件 (M.2220, 2001年7月3日)

航空機エンジン、金融他、多数の事業を営む複合企業である GE (米国) による航空電子機器事業等を営む Honeywell (米国) の全株式取得。米国で承認された合併が、欧州委員会によって禁止された初めての合併として有名。

◎混合効果→合併企業が GE 製航空機エンジン (65%) と Honeywell 製航空電子機器 (50%-60%) という補完製品の「パッケージ販売」を行うことによる市場閉鎖効果 (特に mixed bundling, technical bundling)。

◎垂直効果→GE が傘下に金融会社の GE Capital (資金力) と航空機リース会社の GECAS を持ち垂直統合していることによって GE 製品を優先購入させる能力 (GE-only 政策) を持っているが、これが Honeywell の事業に拡大することにより Honeywell の競争者を排除する市場閉鎖効果。

●GE 提案の問題解消措置→GECAS を独立法人として維持し、議決権の 19.9% を GE が選んだ第三者 (銀行、投資ファンドのような金融機関) に売却し、Honeywell との取引を公正に行い、航空機購入に Honeywell 製品の組み込みを条件としない。

⇒GECAS が GE 製品を優先する購入政策を緩和し、航空機メーカー、航空会社の機器選択を歪める効果を是正しないとして欧州委員会は評価せず。

Tetra Laval/Sidel 事件 (M.2416, 2001年10月30日)

飲料容器分野における紙パックとペットボトルの製造機械の結びつき。

子会社の Tetra Pak を通じて紙パック事業を行う Tetra Laval によるフランスの PET ボトル装置メーカー Sidel の全株式取得。2つの混合効果が問題となった。

◎レバレッジ→カートン容器市場における Tetra の支配的地位 (80%) をレバレッジすることによる、別の市場の PET ボトル加工装置市場で主要な地位にある Sidel (60-70%) の支配的地位の形成。

◎潜在的競争の排除→隣接する PET ボトル加工装置市場からの潜在的競争が排除されることによる、カートン容器市場における Tetra の既存の支配的地位の強化。

●Tetra 提案の問題解消措置→Sidel と Tetra Pak を 10年間別法人として保有すること、Tetra Pak 製カートン容器と Sidel 製 PET ボトル加工装置とを共同販売しない等。

⇒行為約束では効果的な監視が極めて困難等の理由で評価せず

II 裁判所によるルール形成

Tetra Laval BV v Commission 欧州第一審裁判所判決 (T-5/02, 2002 年 10 月 25 日)

欧州委員会決定の取消し。合併企業がレバレッジ行為を行う可能性（能力・誘因）は認められるが、いずれの PET ボトル装置市場においても 2005 年までに合併企業の支配的地位が形成されることが立証されていない。

裁判所は、混合合併においてレバレッジ行為による支配的地位の形成・強化を問題にすることを認め、(i) 支配的地位が、相対的に近い将来に(in the relatively near future) 高度の蓋然性をもって(in all likelihood) 形成または強化されることとなり、(ii) 当該市場における有効な競争が著しく阻害されることとなる場合には禁止されると判示。

○合併企業が EC 条約 82 条違反の支配的地位の濫用行為を行うと当然に推定してはならず、事後的な制裁金等が課されることにより違法行為を行うインセンティブを減少させる要素も考慮する必要がある。

○混合効果の特質を「構造」と「行動」との 2 つに峻別。①第 1 市場で既に有する支配的地位のために、第 2 市場での競争条件が直ちに变化し、第 2 市場での支配的地位を形成・強化する場合と、②第 2 市場での支配的地位の形成・強化が、合併後直ちには生じず、一定の状況の下で、一定期間経過後にのみ生じ、かつ、既存の支配的地位を有する第 1 市場で合併企業が行う行動に由来する場合。後者の場合には、問題となっている合併企業の将来の「行動」を封じれば支配的地位は形成・強化されない。したがって、パッケージ販売を行わないというような一定の行動を行わないという行為約束も問題解消措置として有効である。

○合併直後ではなく、一定期間経過後に支配的地位が形成又は強化されることを理由に合併を禁止する場合には、それについての説得的な証拠を示す責任が委員会にあること。

Commission v Tetra Laval 欧州司法裁判所判決 (C-12/03 P, 2005 年 2 月 15 日)

上告棄却、欧州委員会の敗訴が確定。

○混合効果は、①将来にわたる長期の考慮が必要で、②合併が与える影響を決めるのは合併企業が合併後に行う将来の行為であり、有効な競争を著しく阻害するレバレッジは、因果の連鎖をはっきり認識できず、因果関係の立証が難しいため、水平効果、垂直効果と比べて追加的な証明度を要求するものではないが、委員会が提出する証拠の質は特に重要。

○欧州委員会は、事業者が一定の行為を行うインセンティブを減少・排除させる要因として、当該行為が違法で制裁が課されうる性質を考慮する必要があるが、予想される将来の行為が実際に EC 条約 82 条違反となることや、その違反が発見され、制裁が課されることを立証する必要はなく、合併規制の段階での評価は非常に憶測的なものにならざるを得ず、詳細に分析を行う必要はない。

○将来の行動に関する行為約束も、将来合併企業がレバレッジ行為を行う蓋然性があ

るかを評価する際に、考慮すべき要素である。

General Electric v Commission 欧州第一審裁判所判決 (T-210/01, 2005 年 12 月 14 日)

訴え棄却。ただし、合併を禁止する主たる理由であった垂直効果、混合効果については立証されていないとして否定。混合効果の取扱いを垂直効果にも拡大。

○本件で委員会が考える垂直統合に由来する合併の反競争効果は、合併企業の将来の行動によるものであり、垂直統合それ自体では悪影響をもたない。委員会には当該行為が行われる蓋然性 (likelihood) に関する説得的な証拠を示す義務があると判示。事業者の商業的利益が競争者の事業活動を妨害するような一連の行動を行う方向で作用することが明らかな状況においては、合併企業が予想された行動を実際に行う蓋然性があるから、経済研究がなくとも経済的・商業的事実を示せば足りる。

○垂直効果においても EC 条約 82 条の抑止効果を考慮すべき。航空機エンジンの生産に不可欠な部品であるエンジンスターターの唯一の供給者である Honeywell と航空機エンジン生産者である GE とが垂直統合して、合併後に、航空機エンジンの競争者に対するエンジンスターターの供給拒絶・妨害と価格引上げは EC 条約 82 条違反となるおそれがある。したがって、この抑止効果も考慮すべきである。

III まとめ

○レバレッジを立証するための 3 要件

①合併により、合併企業は一定の行為を行う能力(ability)が生じること。

これには、(1) 行動する能力があること、及び、(2) その能力の発生と合併との間に因果関係があることが必要である。

②合併企業が合併後に一定の行為を行う蓋然性(likely)があること。

③その結果、相対的に近い将来に、1つ以上の関連市場で、支配的地位が形成又は強化されること (有効競争が著しく阻害されること)。

特に立証が難しいのが②の要件。将来起こりうる出来事の予測を必要とすることや、合併企業が一定の行為を行うインセンティブのみならず、行為の違法性や制裁金の賦課によりそのインセンティブを減少・排除する要素も検討しなければならないとされているから。

○行為の違法性ゆえにレバレッジが行われない可能性を考慮することの逆説的帰結

委員会が予測する行為が、競争者の事業を害する目的にとって最も効果的であればあるほど、当該行為が反競争的と評価され、支配的地位の濫用に該当して違法となり、制裁を課される蓋然性も高くなる。

○上記のとおり、一般的な産業分野では、合併規制の中でレバレッジ等の将来の行為を問題して禁止に持ち込むのは、立証の面で困難。多くはレバレッジの懸念があれば、行為約束を取り付ける等して対応することになると思われる。しかし、競争当局が立証できない懸念について、競争の確保に十分な問題解消措置を当事会社から引き出せるのかは疑問であるし、そもそも拘束力を持たせて問題解消措置を実施させることが

できるのかは疑問、任意の約束しか求められないのではないか。

○事業法の中にレバレッジの懸念に対応する規制を設けるかについては、両方の方向性がありうる。一方は、一般事業分野でも事前に問題にするのは困難だから、電気通信分野でも規制を差し控えるという立場であり、他方は、電気通信分野ならではの固有の事情があるので、手当てすべきという立場。事業法と競争法との関係や事業法の役割についての検討、過去の紛争事例の再検証が必要と思われる。

【参考】情報通信分野における企業結合・業務提携の事例

電気通信・放送・電気通信機器の企業結合・業務提携のうち、条件付承認、禁止事例については、調査中。

BSkyB/Kirch Pay TV 事件

ドイツの有料TV市場での支配的地位をデジタル双方向TVサービス市場へとレバレッジすることが問題となった。消費者が2つ以上のデコーダーを持つ不便と費用とを望まないために、有料TV市場で事実上の標準となっているデコーダー(セットトップボックス)の専有技術がデジタル双方向TVサービス市場でも事実上の標準となる蓋然性があり、競争者がデジタル双方向TVサービス市場にアクセスするのを妨げるようなデコーダー専有技術のライセンス方針をもつインセンティブが生じることが問題とされた。

Vodafone Airtouch/Mannesmann 事件

合併企業が競争者が中期では追従できないほど地理的営業範囲を拡大して、最初に法人顧客に対して全ヨーロッパ規模で国際携帯電話サービスが自由に使える新しいサービスを提供できるようになることがネットワーク効果をもち、また、競争者が合併企業と『同等に』魅力的なサービスを提供するためには、合併企業のネットワークにアクセスする必要があるが、合併企業が、競争者に対してネットワークのアクセスを拒絶したり、グループ企業に比べて差別的に不利な条件でアクセスさせたりする誘因をもつことが問題とされた。欧州委員会は、競争者が代替設備を建設するのに必要な3年間に限り、競争者に対し合併企業のネットワークへの非差別的アクセスを許す等の条件を付すことにより、競争者が合併企業と『同等の』サービスを提供できないことによる競争上の問題が解消され、また、このようにすることにより、『競争者が設備を投資するインセンティブをもつことも確保できる』と述べる。